

4.4 補足事項①：自転車事故の責任

(1) 自転車事故には 3 つの責任がある

従業員が加害者となる自転車事故には次の3つの責任が発生します。

- 民事上の責任：対人・対物の損害賠償など
- 刑事上の責任：懲役、禁固、罰金など
- 行政上の責任：自動車運転免許の停止など

基本的には、自転車通勤における上記3つの責任は従業員が負うことになるため、従業員は交通安全ルール・マナーを遵守するとともに、自転車損害賠償責任保険等への加入が必要です。また、「使用者責任」が認められた場合は、事業者が対人・対物の損害を賠償することになります。

トピック

○免許が必要ではない自転車での事故でも、刑事罰や自動車運転免許停止処分を受ける場合がある

<事故の概要>

2011年5月12日、大阪市の国道25号線において、自転車に乗った男性が安全確認をすることなく車道を横断。片側2車線の右側車線を走行していたワゴン車が右側から来た自転車を避けようと左車線に入り、さらに左車線にいたタンクローリーがワゴン車を避けようとして左側の歩道に乗り上げて、歩行者2名が死亡。

<自転車利用者が負った責任>

責任の種類	責任の内容
刑事上の責任	重過失致死傷罪（刑法211条）で禁固2年実刑
行政上の責任	運転免許の180日停止処分

<裁判官の判断>

- ① 「注意の欠如は甚だしいばかりか、信号待ちという当然の事柄を嫌がり、周囲の交通に多大な影響を及ぼす行為に自ら進んで出たもので、安易で身勝手な行動が事故を招いた」と自転車の過失を批判
- ② 被告側の「車が人を殺しているのに自分だけ有罪なのか」との異議には、「車の運転者の回避行動は異常と言えず適切だった。被告の行動に問題があった」と諭した

【出典：シンク出版「交通事故の判例ファイル16」（自転車の重過失）】

(2) 使用者責任が認められる場合

従業員が加害者となる自転車事故であっても、事業者が民法715条で定める、「使用者責任」を問われた場合、従業員が事業の執行について第三者に加えた損害（対人・対物）への損害賠償責任を事業者が負うことになります。

次の3つの要件をすべて満たしたとき「使用者責任」が認められます。

- 従業員が不法行為責任を負う場合
（故意又は過失によって他人の権利または利益を侵害する行為（民法709条））
- 不法行為当時、使用者と被用者に使用関係がある場合
- 事業の執行において第三者に損害を与えた場合

「使用者責任」が認められる代表的なケースを以下に示しています。

表9 使用者責任が認められる代表的なケースと判断基準

ケース	判断基準
事業者名がわかる自転車を従業員に貸与した場合の自転車通勤途中の事故	外観上職務の範囲内のように見えるかを基準（外形標準説）に、使用者責任の有無を判断しており、通勤だけでなく私用であっても左記のケースでは、「使用者責任」が問われる場合がある
休日に緊急呼び出しを受け、家を出てから事業所に到着するまでの事故	「休日に呼び出しを受けて出勤」する場合などの移動は「業務」とみなされ、「使用者責任」が問われる場合がある

ただし、事業者は従業員の不法行為に常に責任を負うわけではありません。

以下の要件を立証できた場合は「使用者責任」が免責されます。

- 従業員の不法行為が成立しない場合
- 従業員の選任およびその事業の監督について相当の注意をしていた場合
- 相当の注意をしても損害が生じた場合

「使用者責任」への対策として、従業員が不法行為をおこなわないように、安全管理を徹底するとともに、交通安全教育の実施や自転車の安全点検などを実施することが重要です。

トピック

○使用者責任が問われなかった事例

<事故の概要>

通勤時に従業員が歩道でスピードを出して自転車走行をしていた際、歩行者に背後から衝突してしまい、歩行者は通院 6 ヶ月の後、頸部痛や腕のしびれなどの後遺症を残す被害となった。

<判決結果> 業務執行性が否定され「使用者責任」が免責された

<判決のポイント>

- ① 歩道では徐行義務があるが、徐行していないため不法行為責任がある
- ② 事業者の従業員であり使用関係がある
- ③ 下記の事実を考慮しても判断を左右するものではないと業務執行性が否定された
 - ・加害者がいつもの通勤コース上で起きた出来事である
 - ・事業者が駐輪場を用意していたが、自宅から会社までの距離が4kmを超える場合はバス代相当の手当を支給していた
 - ・事業者が定期的にチラシを配布するなど従業員の交通安全意識の滋養を図っていた

【出典：自転車事故の法律相談（編者：高木宏之・岸郁子、発行：学陽書房）】

4.5 補足事項②：事故と労働災害

(1) 労働災害とは

「労働災害」とは、仕事起因となる「業務災害」、通勤起因となる「通勤災害」の2種類があり、これらの事由で従業員が負傷、疾病、障害または死亡した場合、労働災害と認定され、労災保険で従業員の医療費や得られるはずの賃金などが補償されます。

「労働災害」として認められない場合、健康保険が適用されますが、医療費の3割や生活費は従業員の負担となります。

また、「労働災害」として認定された場合、従業員の負傷等の補償に労災保険が適用されますが、対人・対物賠償責任に対して労災保険による補償は適用されないことに留意が必要です。

→「自転車損害賠償責任保険等への加入」は p.28 を参照してください。

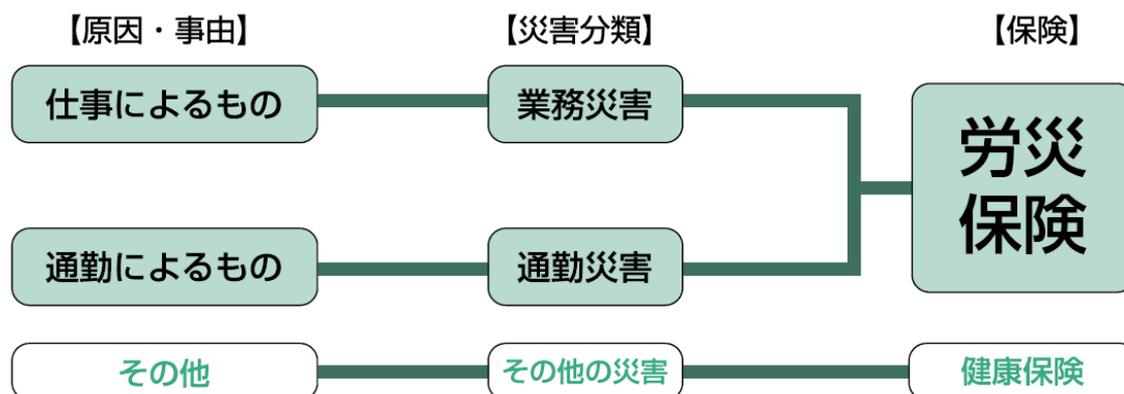


図 38 労働災害の種類

【出典：労災保険給付の概要（厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署）】

(2) 通勤災害とは

「通勤災害」とは、通勤によって従業員が被った傷病等をいいます。

この場合の「通勤」とは、**就業に関し、**

- ㉠住居と就業の場所との間の往復
- ㉡就業の場所から他の就業の場所への移動
- ㉢単身赴任先住居と帰省先住居との間の移動

※㉠～㉢までの移動を、**合理的な経路および方法**で行うことをいい、**業務の性質を有するものを除く**とされています。

※**移動の経路を逸脱し、または中断した場合**には、逸脱または中断の間およびその後の移動は「通勤」とはなりません。ただし、例外的に認められた行為で逸脱または中断した場合には、その後の移動は「通勤」となります。

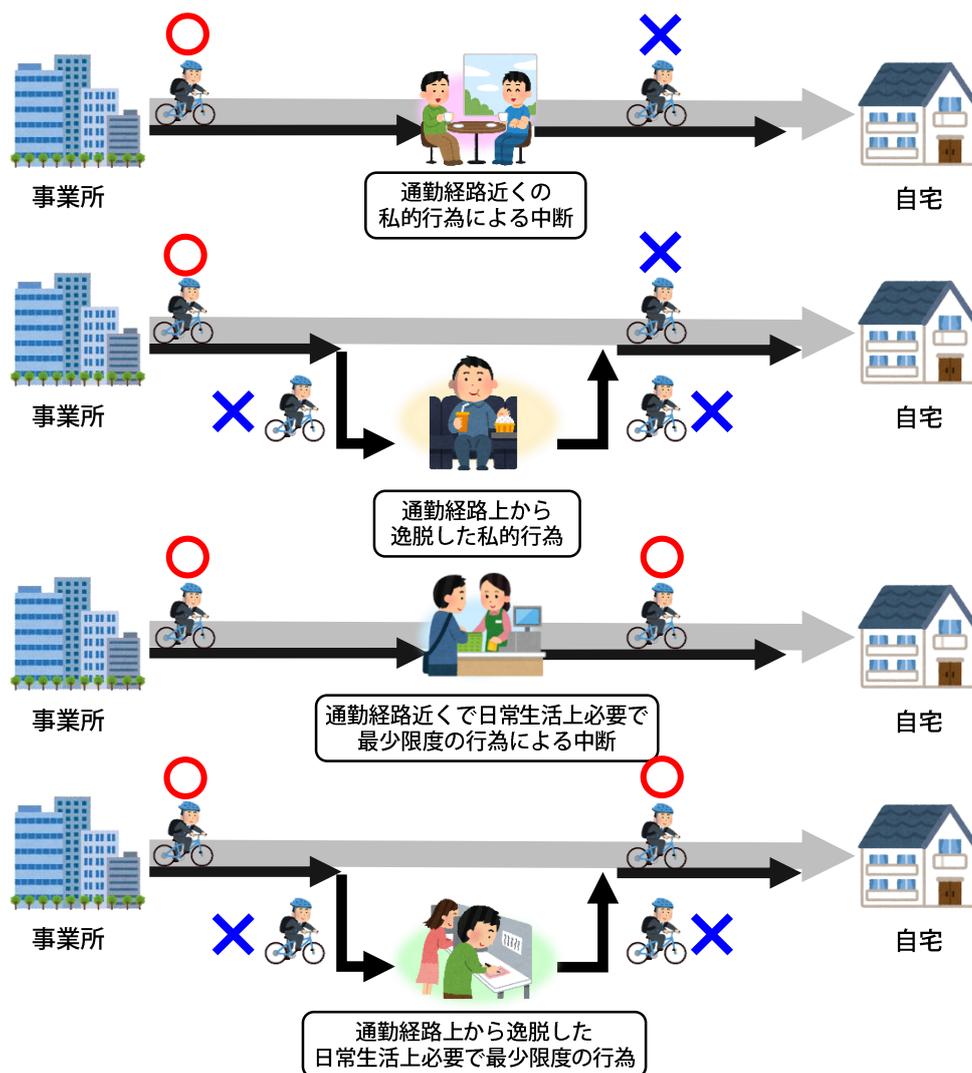
通勤災害と認められるためには、その前提として、㉠～㉢までの移動が労災保険法における通勤の要件を満たしている必要があります。

(3) 通勤災害で認定されるケース・認定されないケース

労働災害のうち、「通勤災害」として認定される要件は以下の通りです。

通勤中の事故でも、「労働災害として認定されないケース」もあるため、事業者はこういったケースについて従業員への周知と従業員は自身のケガや対人・対物への損害賠償を補償する保険への加入が重要です。

→ 「自転車損害賠償責任保険等への加入」は p.28 を参照してください。



■逸脱・中断の例外となる行為

[日常生活上必要で最少限度の行為]

- 1.日用品の購入
- 2.職業訓練・学校教育を受ける
- 3.選挙権の行使
- 4.病院又は診療所で診察・治療
- 5.親族の介護
(継続的に又は反復して行われるものに限る)

- : 通勤として認められる
- × : 通勤として認められない
- (gray) : 通勤経路
- (black) : 従業員の移動経路

※通勤災害では、「移動の経路を逸脱または中断した場合」、「逸脱または中断の間およびその後の移動」は、「通勤」とは認められません。

図 39 通勤災害における「通勤」と認められる場合

Q1：当日の交通状況により普段と異なる経路に迂回した場合の事故は？

A1：特段の事情により通勤のためにやむを得ず通る経路は「合理的な経路」となり、「通勤災害」として認められる。ただし合理的な理由もなく、著しく遠回りとなる経路をとる場合は、「合理的な経路」とはならない。

Q2：普段公共交通機関を利用して通勤しているが、たまたま自転車を利用した際の事故は？

A2：普段利用していない交通手段でも、通常用いられる交通手段（鉄道やバスなどの公共交通機関を利用、自動車、自転車などを本来の用法に従って使用、徒歩など）は、「合理的な方法」に該当し、「通勤災害」として認められる

Q3：共働きの夫婦が、自転車通勤の途中で保育園を経由する経路上での事故は？

A3：通勤災害での「合理的な経路」とは、「一般に従業員が用いると認められる経路」のことで、「最短経路」とは限らない。また、「他に子供を監護する者がいない共働き夫婦」の場合、遠回りとなる経路であっても「合理的な理由」となり、「通勤災害」として認められる

Q4：雨の日、晴れの日など、日によって、交通手段を変えているが、たまたま自転車を利用していた際の事故は？

A4：普段利用していない交通手段でも、通常用いられる交通手段（鉄道やバスなどの公共交通機関を利用、自動車、自転車などを本来の用法に従って使用、徒歩など）は、「合理的な方法」に該当し、「通勤災害」として認められる

Q5：外勤業務に従事する労働者で、営業の担当区域が決まっている場合、自宅から最初の用務先へ到着するまでの事故は？

A5：外勤業務に従事する従業員で、特定区域を担当し、区域内にある数力所の用務先を受け持って自宅との間を往復している場合には、自宅を出てから最初の用務先が業務開始の場所で、最後の用務先が業務終了の場所と認められている。したがって、外勤業務のうち、「特定区域を担当」している場合に限り、「自宅から最初の用務先」までの事故は、「通勤災害」として認められる

Q6：外勤業務に従事する労働者で、営業の担当区域が決まっている場合、最初の用務先から次の用務先に移動している際の事故は？

A6：外勤業務に従事する従業員で、特定区域を担当し、区域内にある数力所の用務先を受け持って自宅との間を往復している場合には、自宅を出てから最初の用務先が業務開始の場所で、最後の用務先が業務終了の場所と認められている。したがって、「最初の用務先から、最後の用務先」までの間の事故は、「業務災害」として認められる

Q7：出張先に向かう途中の事故は？

A7：出張の場合には自宅を出て用務地に赴き、仕事を終えて自宅に帰るまでの全過程に業務遂行性が認められることとなり、その出張業務の成否や遂行方法について包括的に事業者が責任を負っていると判断される。また、出張中の個々の行為については、積極的な私用、私的行為・恣意的行為等にわたるものを除き、それ以外は一般に出張に当然または通常伴う行為として業務遂行性を認めることが相当であると解されることから、積極的な私的行為等の最中を除き「業務災害」として認められる

Q8：通勤経路上の近くにある公衆トイレを利用している際の事故は？

A8：通常通勤の途中で経路近くの公衆トイレを使用する場合は「ささいな行為」として一般的には「逸脱・中断」とみなされず、「通勤災害」として認められる

Q9 通勤経路近くの公園で短時間休息したり、通勤経路上のお店で飲み物等を購入したあとの帰宅途中の事故は？

A9 通勤の途中で経路の近くにある公園で短時間休息する場合や、経路上の店でタバコやジュースを購入する場合などの「ささいな行為」を行う場合には、一般的には「逸脱・中断」とみなされず、「通勤災害」として認められる

Q10：通勤途中で日用品の購入など、日常生活上必要で最小限度の行為をおこない、通常の通勤経路に戻った後の事故は？

A10：「日常生活上必要な行為であって、厚生労働省令で定めるものをやむを得ない事由により最小限度の範囲で行う場合には、「逸脱・中断」の例外としてみなされ、合理的な経路に戻った後は、「通勤災害」として認められる

Q11：帰宅途中に、自宅とは反対方向で長時間食事をして、通常の通勤経路に戻った後の事故は？

A11：「自宅と事業所との往復にともなうささいな行為の域を出ている」とみなされた場合は、「通勤経路を逸脱後の事故」と判断され、「通勤災害」として認められない

Q12：通勤途中、長時間のウインドーショッピングなど私的理由で通勤経路を中断・逸脱し、通常の通勤経路に戻った後の事故は？

A12：ウインドーショッピングなどの私的行為で、「日常生活上必要で最小限度の行為」に該当せず、「通勤経路を逸脱後の事故」と判断された場合は、「通勤災害」として認められない

Q13：休日に、事業所からの緊急の呼び出しを受けて出勤する場合に、自宅を出てから事業所に到着するまでの事故は？

A13：休日に呼び出しを受けて出勤する場合や、予め出勤を命ぜられている場合には、休日であっても、自宅から現場までの途上は業務遂行中であると解されることから、出勤途中の事故でも、「業務災害」として認められる

※ 上記については一般的な事例です。実際の労災認定は、様々な要素を総合的に勘案して個別具体的に判断されることになり、上記の回答と異なる結果となる場合がございますのでご注意ください。

5 制度運用上の関連様式のテンプレート

5章では、4章の検討すべき事項に対応し、そのまま使用できる「自転車通勤規程」および「自転車通勤許可申請書 兼 誓約書」をまとめています。

5.1 自転車通勤規程

自転車通勤規程(案)

第1条(総則)

本規定は、従業員が通勤のために自転車を使用する場合の取り扱いについて定める。

第2条(利用者)

自転車通勤は、原則として、自転車を運転することができる健康状態にある従業員に限り認める。

第3条(対象とする自転車)

通勤に使用する自転車は、以下に適合するものとする。

- 1) 自転車の安全に係わる装備は法律に準拠し、正しく装着されている自転車とする
- 2) 定期的に正しく整備・点検された自転車とする
- 3) 防犯登録された自転車とする

第4条(目的外使用の承認)

用務場所への直行直帰や私事目的での立寄りについては●km未満の場合のみ認めるものとする。

第5条(通勤経路)

住居から勤務地までの通勤経路は、合理的な経路をとるものとし、事業者の承認を得るものとする。また、通勤規制等の合理的な理由による、他の経路への迂回を認めることとする。

第6条(通勤距離)

自転車通勤距離が●km以上●km未満の場合に、当該区間での自転車通勤を認めるものとする。

第7条(公共交通機関との乗り継ぎ)

従業員は自宅から勤務地までの合理的な経路上において、公共交通機関がある区間について、自転車と公共交通機関を乗り継げるものとする。

第8条(日によって異なる交通手段の利用)

通勤時の交通事情や天候などの状況に応じて、自転車通勤をする者が自転車以外の合理的な交通手段(電車やバスなどの公共交通機関、自動車、二輪車、徒歩)によって通勤することも認めるものとする。

第9条(自転車損害賠償責任保険等への加入)

自転車通勤する者は、必ず従業員自身の入院・通院などが補償される保険と1億円以上の損害賠償を補償する保険に加入するとともに、保険証券の写しなど保険加入内容が確認できる書類等を提出することとする。

第10条(シェアサイクルの利用)

シェアサイクルを利用する場合も上記保険への加入を義務付けるものとする。

第11条(ヘルメットの着用)

自転車通勤する者は、ヘルメットの着用に努めること。

第12条(駐輪場の利用)

自転車通勤する者は、駐輪が許可されている場所を確保するとともに、その駐輪場を正しく利用しなくてはならない。

第13条(更衣室・ロッカー・シャワールームなどの利用)

自転車通勤する者は、事業所が指定する更衣室・ロッカー・シャワールームを利用できるものとする。

第14条(安全教育・指導)

自転車通勤する者は、自転車の交通安全に関する教育・指導を受講すること。

第15条(ルール・マナーの遵守)

自転車通勤する者は、交通規則や自転車の利用マナーを遵守すること。

第16条(事故時の対応)

自転車通勤途上に交通事故の当事者となった場合は、負傷者の救護および警察への届出を行うとともに、速やかに会社に報告し、会社の指示に従って行動しなければならない。

第17条(主管部署)

自転車通勤に関する許可などの主管部署は、●●とする。

第18条(許可申請)

自転車通勤を希望する者は、所定の申請様式を(主管部署)にて定める部署へ提出のうえ、許可を受けなければならない。

事業者は、自転車通勤を許可した者に対し、「許可証シール」を交付する。許可を受けた者は、それを速やかに自転車の視認できる箇所に貼付しなければならない。

第19条(禁止条項)

1. 運転に際しては、次の各号に該当する行為をしてはならない。
 - 1) 飲酒や過度の疲労等、安全運転が困難と予想される状態で運転すること
 - 2) その他、道路交通法令により禁止されている行為をすること
2. 前項の事項に該当する行為をした場合、自転車通勤の許可を取り消すことがある。

第20条(通勤手当)

1. 自転車通勤をする従業員には、通勤手当を次のとおり支給する。

自宅から会社までの距離	通勤手当
2km 以上 5km 未満	3,000 円
5km 以上 10km 未満	4,200 円
10km 以上 15km 未満	7,100 円
15km 以上 20km 未満	10,000 円

2. 通勤に使用する自転車の修理費その他一切の費用については、従業員の自己負担とする。

(付則)

本規定は20●●年●月●日より実施する。

5.2 自転車通勤許可申請書 兼 誓約書

自転車通勤許可申請書 兼 誓約書

私は下記の理由により、自転車での通勤の許可をいただきたく、申請いたします。

許可申請期間	年 月 日～ 年 月 日
申請理由	
防犯登録番号	
任意保険の有効期間	年 月 日～ 年 月 日

※自転車損害賠償責任保険等の保険証券のコピーを必ず添付すること。

【通勤ルート】※別添も可

--

通勤距離(片道) Km
 所要時間(片道) 時間 分
 ※最も合理的な経路を図示すること。

誓約書

私は自転車通勤をするにあたり、以下の事項を厳守して使用することを誓約いたします。

1. 私は、道路交通法、及び関係諸法令を誠実に守り、常に安全な運転につとめます。
2. 過労な状態、病気、薬物の摂取その他の影響で、正常な運転に支障をきたすおそれがあるときは、絶対に運転をいたしません。
3. 如何なる事由がありましても、絶対に飲酒・酒気帯び運転および携帯電話を使用しながらの運転はいたしません。
4. 本申請書の記載内容に変更が生じた場合は、直ちに〇〇まで連絡します。
5. 自転車は決められた場所に駐輪し、違法駐車はしません。
6. 通勤途上の第三者に対する加害事故については、会社側に一切の責任を負わせません。また、事故等が発生した場合は速やかに、警察署等に連絡し、上司および社長に報告します。

年 月 日

申請者 住所

氏名

会社決裁欄

部長	社長

6 参考

6.1 国による自転車通勤支援制度

「自転車通勤推進企業」宣言プロジェクト (国土交通省 自転車活用推進本部)

国土交通省 自転車活用推進本部では、通勤や業務における自転車利用の拡大に向け、「自転車通勤推進企業」宣言プロジェクトを令和2年4月に創設しました。

これは、自転車通勤を推進する企業・団体に対し、「宣言企業」と「優良企業」を認定し、それら企業・団体をPRするほか、認定された企業・団体が使用可能なロゴマーク発信や、自転車通勤の好事例の発信を行うなど、国による企業・団体の自転車通勤支援プロジェクトです。

令和6年6月末現在、宣言企業は80団体、優良企業は11団体です。

対象	ロゴマーク	認定基準	メリット
宣言企業		<p>従業員の自転車通勤を認め、以下の基準を満たす企業・団体</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 2人以上の従業員がいて、日本に所在があること ■ 自転車通勤を認めていること ■ 自転車の利用に関する取組の実施状況を示せること ■ 社会通念上、認定するのにふさわしと判断される事由がないこと 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 自転車活用推進官民連携協議会のサイトで、企業・団体名を紹介 ■ 自社のホームページや名刺等に宣言企業の認定ロゴマーク使用可
優良企業		<p>宣言企業のうち、自転車通勤を行う従業員が100名以上または全従業員数の2割以上を占め、以下の1項目以上を満たし、かつ独自の積極的な取組を行っており、地域性を含めて総合的に勘案し、特に優れた企業又は団体(事業所単位のものを含む。)と認められる企業・団体</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 定期的な点検整備を義務化 ■ 自転車盗難対策の義務化 ■ ヘルメット着用の義務化 ■ その他、自転車通勤を推進する先進的な取組 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 上記の他、自転車活用推進本部長(国土交通大臣)により表彰 <p>優良企業 11社 (五十音順)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・株式会社あさひ ・コカ・コーポラーツジャパン株式会社 ・株式会社クリオシティ ・シチズンカスタマーサービス株式会社 ・株式会社シマノ ・日本電子株式会社 ・株式会社はてな ・ブリヂストンサイクル株式会社 ・株式会社マスター ・松本市 ・ライトウェイプロダクツジャパン株式会社

宣言企業や優良企業になったことにより、以下のようなメリットや効果、また活用方法があります。

メリット・効果

イメージアップや認知度アップにつながる

各種メディアを通じたイメージアップ、顧客や就活生などに対する話題提供 など

自転車通勤への士気アップにつながる

自転車通勤に関する社内問い合わせの増加、交通ルール順守への意識向上 など

健康・ウェルビーイングの取組みとして評価される

健康経営の取組みとして社内で評価されている、従業員の健康意識の向上 など

自転車通勤の普及活動等に説得力がつく

自転車の製造・販売企業として自転車の効用アピールに説得力がついた、地方公共団体として自転車通勤に取り組んでいることの周知や裏付けになる など

活用方法

一般社会へのPRに活かす

HPやメディアでの発信、認定証の社内掲示、名刺や記者発表資料への認定ロゴの掲載 など

自転車通勤の普及活動等に活かす

駐輪場整備などの取組みの周知、自転車の販売促進、行政から事業者への自転車通勤のPR など

採用活動でのPRに活かす

会社説明会・募集要項・求人サイト等での自転車通勤の社内制度や宣言企業についての紹介 など

【出典：「自転車通勤推進企業」宣言プロジェクト 宣言企業・優良企業へのアンケート調査結果より】

国土交通省自転車活用推進本部のWEBサイト (<https://www.mlit.go.jp/road/bicycleuse/monthly/>) では「自転車通勤推進企業」宣言プロジェクト 優良企業に関する資料を掲載しています。



6.2 地方公共団体などによる自転車通勤支援制度

地方公共団体などによる自転車通勤の支援制度の事例を紹介します。

自転車ツーキニスト推進事業所登録制度（愛媛県）

えひめクールチョイス大作戦

自転車ツーキニスト推進事業所を募集します!

※「自転車ツーキニスト」とは、自転車で通勤・通学する人のことです。

愛媛県では今年度から、自転車によるエコ通勤への転換に積極的に取り組む事業所を「自転車ツーキニスト推進事業所」として登録し、その取組みを広く紹介することとしています。ぜひ、「自転車ツーキニスト推進事業所」に登録して、二酸化炭素排出量の削減にもつながる取組みをPRしてみませんか？

登録要件

- ・県内に所在する事業所であること。
- ・事業所において自転車通勤を推進したいだけのこと。
- ・自主目標を設定し、県に提出していただけること。
- ・事業所のホームページ等で自転車によるエコ通勤を推進する事業所であることを掲載していただけること。

推進事業所の役割

- ・登録申請書と自主目標設定シートへの提出
- ・県から送付するエコスタンプ等を県庁内各所に掲示
- ・県が行うアンケート調査等への協力
- ・取組状況報告書の提出

自主目標例

自主目標は、以下の項目から選んだ上で（複数選択可）、具体的な数値目標を設定し記入いただきます。

① えひめツーキニストクラブ登録人数
② 自転車通勤者の割合
③ 企業・団体の環境貢献
④ 自転車通勤者に対する安全対策・交通安全啓発等の実施
⑤ 自転車通勤者へのインセンティブ付与
⑥ その他特長別の設定

応募期間 随時受付

登録のメリット

- ・県のHP等で自転車ツーキニスト推進事業所として紹介されます。
- ・事業所に県が発行するポスター等を掲示できます。

【お問い合わせ・お申し込み先】
〒790-8570 松山一帯田町4日 県庁2
環境政策推進課環境推進課環境推進課 環境化対策グループ
TEL 089-912-2349 FAX 089-912-2344
E-mail kariyou@pref.ehime.jp

愛媛県では、自転車によるエコ通勤への転換に積極的に取り組む事業所を「自転車ツーキニスト推進事業所」として登録する制度を実施しています。

登録事業所は、愛媛県のHPなどで紹介されるほか、「えひめツーキニスト応援隊」として協力する飲食店・自転車店・道の駅・宿泊施設などで割引などの特典を受けることができます。

>>><https://www.pref.ehime.jp/h15600/coolchoice/tourkinist-promotion.html>

【出典：愛媛県ホームページ】

出前講座「自転車通勤のススメ」（宇都宮市）

自転車通勤のススメ

宇都宮市における
～全国に誇れる「自転車のまち宇都宮」の実現を目指して～

環境意識や健康志向の高まり、余暇活動の活発化等といった時代潮流に伴う、自転車を取りまく環境の変化や多様化する市民ニーズを踏まえて、誰もが自転車でつながり、全国に誇れる「自転車のまち宇都宮」を推進する一環として、通勤時の自転車利用をススメるものです。

宇都宮市

宇都宮市では、自転車通勤を推進しようとする事業者を支援するため、自転車通勤のメリットや自転車の交通ルール・マナーや宇都宮市の自転車の取り組みなどを紹介する「出前講座」を実施しています。

■対象

- 宇都宮市に立地する事業所の方
- 宇都宮市在住、または通勤者で5人以上の団体等

>>><https://www.city.utsunomiya.lg.jp/kurashi/jitensha/1016064.html>

【出典：宇都宮市ホームページ】

「全国自転車安全利用モデル企業制度」 (公益財団法人 日本交通管理技術協会)



公益財団法人 日本交通管理技術協会は、自転車を業務または通勤で利用するにあたり、自転車の安全利用や自転車の交通事故防止を図るため、他の模範となる活動を行っている企業を「全国自転車安全利用モデル企業」として認定する取り組みを行っています。

>><https://www.tmt.or.jp/safety/index9.html>

【出典：公益財団法人 日本交通管理技術協会ホームページ】

「自転車安全利用モデル企業制度」 (警視庁)



警視庁は、従業員の交通安全意識の高揚と自転車の安全管理に努める企業の拡大を図るために、自転車の安全利用に積極的に取り組む企業を「自転車安全利用モデル企業」に指定する取り組みを行っています。

>>https://www.keishicho.metro.tokyo.lg.jp/kotsu/jikoboshi/bicycle/modelkigyo/model_co.html

【出典：警視庁ホームページ】

自転車活用推進官民連携協議会 令和6年7月

<https://jitensha-kyogikai.jp>

